

## R I S Tかがわ什器・備品等撤去及び処分業務委託仕様書

この仕様書は、公益財団法人かがわ産業支援財団（以下「委託者」という。）が、不要となる什器・備品等を撤去及び処分するにあたり、必要な事項を定めるものである。

なお、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合について受託者は、委託者の指示を必ず受けるものとする。

- 1 業務名 R I S Tかがわ什器・備品等撤去及び処分業務
- 2 業務内容 本業務は、R I S Tかがわを研究施設から企業の入居施設に転用することに伴い、研究管理棟及び実験棟の不要となった什器・備品等の産業廃棄物を撤去及び収集運搬し、適切に処分すること。
- 3 業務場所 高松市林町 2217-43 R I S Tかがわ
- 4 委託期間 契約締結日から令和6年9月30日まで  
ただし、什器・備品等の撤去については令和6年7月31日までとし、産業廃棄物に係るマニフェストの提出期限は、令和6年9月30日までとする。
- 5 産業廃棄物の種類及び数量  
別紙「R I S Tかがわ什器・備品等撤去リスト」及び現地説明会において指定した什器等一式
- 6 業務内容
  - (1) 受託者は、什器・備品等の産業廃棄物をR I S Tかがわから撤去・搬出するものとする。この場合の業務時間は、8時30分から17時までとし、適切に処分するものとする。受託者は、R I S Tかがわからの産業廃棄物の運搬に当たっては、施設利用者及び第三者に危険を及ぼさないように特に注意しなければならない。
  - (2) 産業廃棄物の収集運搬の方法
    - ア) 収集運搬等に当たっては、飛散流出しないようにすること。
    - イ) 収集運搬等に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
    - ウ) 収集運搬車及び運搬容器は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
    - エ) 廃棄物を焼却（熱分解）する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備（熱分解設備）を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。
    - オ) その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項は、この仕様書によるものとする。

る。

## 8 廃棄物の適正処理のために必要な情報等の提供

産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報等として、次に掲げる機器等について情報を提供する。

また、現地説明会で説明した仕様を含めて、見積金額を算出することとする。

### (1) 産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報

① 要冷媒回収機器							
項番	製品名	メーカー	型式 (製造No.)	数量	冷媒種別	冷媒量	設置場所
1	スポットクーラー	日立空調システム	SR-20YE1	1	R22	250 g	実験棟 実験室 1
2	スポットクーラー	日立冷熱	SR-20YS	1	R22	400 g	実験室 1
3	チラー (超臨界流体晶析装置)	EYELA	CA-1110 (84610420)	1	HCFC R22	300 g	実験室 3
4	チラー (CO2供給装置)	EYELA	CA-1111	1	HCFC R22	300 g	実験室 4
5	チラー (超臨界急速膨張反応装置)	EYELA	CA-1110 (84610515)	1	HCFC R22	300 g	実験室 4
6	恒温室	三洋電機	MCU-1160F	1	R509	1150 g	実験室 5
7	チラー (炭酸ガス供給装置)	EYELA	CA-1111 (10161128)	1	HCFC R22	300 g	実験室 8
8	冷凍冷蔵庫	フクシマガリレイ	URD-62PMTA	1	R404A	210g	実験室10
9	チラー	EYELA	CA-1111 (10227939)	1	HCFC R22	300 g	実験室10
10	チラー	EYELA	CA-2600 (60601298)	1	R407C	880 g	実験室10
11	製氷機	ホシザキ	FM-120K	1	R134a	不明	研究管理棟 101
12	防爆冷蔵庫	日本フリーザー	EP-350FR	1	R134a	150/180g	103
13	クールマンPAL	柴田化学	C-307	1	R134a	130g	204
14	サーキュレーター	HAAKE	K10/DC10	1	R134 ?	不明	204
② 家電リサイクル法							
項番	製品名	メーカー	型式 (製造No.)	数量	冷媒種別	冷媒量	設置場所
1	冷蔵庫 (家庭用)	東芝	GR-S12T	1			実験棟 実験室 1

(2) その他現地調査を事前に必ず行い、指定された全什器等を撤去するものとする。

## 9 収集運搬車の表示

環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくものとする。

## 10 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

- (1) マニフェストについては携帯するものとする。
- (2) 運搬終了時にマニフェスト B2 票を委託者に送付するものとする。
- (3) 処分終了時にあっては、マニフェスト D 票を委託者に送付するものとする。
- (4) 最終処分終了時にあっては、マニフェスト E 票を委託者に送付するものとする。
- (5) マニフェストの記入方法は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の定めによるほか、この仕様書によるものとする。

## 11 安全対策

受託者は、業務の実施に当たって次のとおり安全対策を措置するものとする。

- (1) 作業は、常に安全第一を心がけ、業務上の事故防止については細心の注意を払い、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 積み込み、運搬、積み下ろしその他業務の安全が図られるように人員を配置するものとする。
- (3) 業務に従事する者に対しては、定期的に安全衛生教育を実施しなければならない。
- (4) 業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び委託者に連絡し、その処理については委託者と協議し、責任をもって一切の手続を行うものとする。

## 12 業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

受託者は、業務終了後、業務完了届を委託期間内に委託者へ提出するものとする。

## 13 契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

受託者は、契約を解除した場合、解除した後もその産業廃棄物に対する契約上の受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、処分の残っている産業廃棄物の収集運搬等業務を自ら実行するか、又は委託者の承認を得た上で、当該産業廃棄物の収集運搬等の許可を有する他の者に受託者の自己の費用をもって業務を行わせなければならない。

## 14 再委託の禁止

受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の収集運搬等業務を他人に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

## 15 その他

- (1) 当該産業廃棄物を収集運搬等するための許可証の写しを提出するものとする。
- (2) 委託契約書については契約終了の日から5年間保存するものとする。
- (3) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。

- (4) 受託者は、第三者に対して不快を与えないよう細心の注意を払って業務を履行するものとする。
- (5) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (6) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (7) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (8) 業務の履行に当たっては、廃棄物処理法、労働安全衛生法、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (9) この仕様書の定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

R I S Tかがわ什器・備品等撤去リスト 別 紙

No.	場所	名称	撤去する什器等	撤去しない什器等	特記事項
1	研究管理棟 1階	101	全什器等（撤去しない什器等を除く）	ドラフト（2台） 中央実験台	
2	研究管理棟 1階	102	全什器等（撤去しない什器等を除く）	北実験台	
3	研究管理棟 1階	103	全什器等（撤去しない什器等を除く）	ドラフトチャンバー 中央実験台 北西実験台	
4	研究管理棟 1階	104	全什器等（撤去しない什器等を除く）	ドラフト（3台） 中央実験台	
5	研究管理棟 1階	予備室	全什器等（撤去しない什器等を除く）	重量ラック（灰色、1台）	
6	研究管理棟 2階	201	全什器等（撤去しない什器等を除く）	ドラフトチャンバー 中央実験台 北東実験台	
7	研究管理棟 2階	204	全什器等（撤去しない什器等を除く）	ドラフトチャンバー 中央実験台 北西実験台	
8	研究管理棟 2階	205	全什器等（撤去しない什器等を除く）	ドラフトチャンバー 中央実験台 北西実験台	
9	研究管理棟 2階	208	全什器等（撤去しない什器等を除く）	ドラフトチャンバー 中央実験台 南西実験台	
10	研究管理棟 2階	209	全什器等（撤去しない什器等を除く）	ドラフトチャンバー 中央実験台 南西実験台	
11	研究管理棟 2階	212	全什器等（撤去しない什器等を除く）	ドラフトチャンバー 中央実験台 南西実験台	
12	実験棟	実験室 1	全什器等		
13	実験棟	実験室 2	全什器等		
14	実験棟	実験室 3	全什器等		
15	実験棟	実験室 4	全什器等		
16	実験棟	実験室 5	全什器等		水熱固化処理装置 恒温室撤去（冷媒含む）
17	実験棟	実験室 6	全什器等		
18	実験棟	実験室 7	全什器等		
19	実験棟	実験室 8	全什器等（撤去しない什器等を除く）	ドラフト（1台）	
20	実験棟	実験室 9	全什器等		
21	実験棟	実験室 10	全什器等		

注意 1 研究管理棟内でブレーカー直付けの備品等については、ブレーカーまでの電線撤去を含む。

2 実験棟内でブレーカー直付けの備品等については、ブレーカーまでの電線撤去を含む。

3 実験棟パーテーション及び付属する照明・スイッチ等の撤去は、含まない。